

平成 24 年 天草市農業委員会第 9 回総会議事録

平成 24 年 9 月 25 日天草市農業委員会総会が天草市五和農業情報センターマルチメディア研修室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（35 名）

1 番	鬼塚 猛清	君	2 番	滝下清三郎	君
3 番	川崎眞志男	君	4 番	坂上 眞守	君
5 番	梅本 秀幸	君	6 番	福本 富人	君
7 番	佐々木碩哉	君	8 番	稲田 秀敏	君
9 番	鶴田 雄士	君	10 番	元島 正則	君
11 番	松岡 健吾	君	12 番	-	
13 番	松本カツエ	君	14 番	山本 友保	君
15 番	森岡 一正	君	16 番	大塚 宏	君
17 番	松川 兼光	君	18 番	倉田 喜一	君
19 番	川口 直	君	20 番	原田 康盛	君
21 番	山本 隆久	君	22 番	浦上 廣幸	君
23 番			24 番	山田 昭則	君
25 番	川峯 正美	君	26 番	佐藤 駿二	君
27 番			28 番	川原 昭雄	君
29 番	前田 達也	君	30 番	小松 信男	君
31 番	江良 邦勝	君	32 番	落合 正實	君
33 番	宮崎 義一	君	34 番	椎場 次穂	君
35 番	松原 高弘	君	36 番	小堀田幸一	君
37 番	戸谷 泰典	君	38 番	森本 文隆	君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（2 名）

23 番	平岡 秀樹	君	27 番	池田 裕之	君
------	-------	---	------	-------	---

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	森内 健二	局長補佐	中村 政一
参 事	吉田 直哉	参 事	藤崎 眞二
主 査	寺澤 大介		

4、議事日程

開 会

日程第 1 議事録署名委員の指名について

日程第 2 議第 43 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 3 議第 44 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 4 議第 45 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 5 議第 46 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

日程第 6 議第 47 号 土地改良法第 52 条第 8 項の規定による換地計画の同意について

日程第 7 報告事項について

閉 会

開 議 午後2時00分

- 事務局（森内健二君） 皆さん、こんにちは。ただいまから平成24年第9回総会を開催致します。恐れ入りますけど、携帯電話をお持ちの方はマナーモードに切り換えをお願いしたいと思います。それでは、鬼塚会長からご挨拶をお願いします。
- 議長（鬼塚猛清君） 皆さんこんにちは。この前、牛深地区の方では農業委員の選挙がなされましたけれども、1人だけ交代されて、後は再選というようなことでございます。本日に牛深地区の委員の皆さんおめでとうございました。本日は私たち9名、1名はお亡くなりになって9名でございますけれども、その方たちは本日が最後の総会になります。私も会長として皆さん方に2つだけ後腐れがあります。皆さん方をお願いしておきたいと思います。1つ目ですね、この前、農業委員会、そして認定農業者の会、市、県の農業振興担当課、市長も交えた意見交換会がありました。その中で人と農地のプランが議題として挙がりました。その時、認定農家の会長から、今65.9歳が農業従事者の平均であるが、5年、10年先、部落はどうなるんだろうかと意見が出ました。皆さん方も考えた時にゾッとするんじゃないかな、と思っております。新たな営農組合、任意組合、これを皆さん方に作っていただいて、積極的に農地を受ける側の発掘もお願いしたい。そういうリーダー的な任務をお願いしたい、と思っております。そういうことで、意見交換会の議長からくれぐれも農業委員に協力してくれる、という指示でございましたし、私も、それなりに受ける覚悟で了解してまいりましたので、お伝えしておきます。

それとあと1つ。これは県の会議なり、事務局の会議でもずっと言われておりますけれども、農業新聞と農業者年金のことです。先月の総会の折にも、熊本県農業会議の担当者がわざわざおいでになられましたけれども、なんさま先行き不透明で、進捗しとらんわけです。自分たちの天草市の中で農業新聞の購読とやはり農業者年金、これが頭打ちになっております。計画はありますけれども、個々ではどうしてもその目標をクリアしておりません。県でも、農政の問題、また色々な問題を含めて、今の農業新聞なり、年金の問題が取り沙汰されておりますので、それが今後はここに、JA本渡五和の松本カヅエさんがいらっしゃいますし、またJA天草の方では、元島委員さんに務めていただいております。そういうJAまで含んで活動をしたいと思っております。今、農業委員会事務局職員の山下さんが担当でございます。山下さんは長年、農業者年金を担当しておりますので、詳しいです。今いらっしゃる時に認定農家を中心に大々的に推進していただきたい。また、それに伴う兼業農家でもございます。厚生年金にかかっていらっしゃらない農業者。土木作業員とか、そういう農業者に対してもですね、よかったら勧めていただきたい。1人でも2人でも勧めていただくことをよろしくお願いしたいと思います。

そして、後の懇親会の中ではあまり話をしたくありませんので、ここでお礼を申し上げるのも、少し早うございますけれども、申し上げたいと思います。我々9名、私が34年と4ヵ月、あとは20年と2ヵ月とか14年、12年、7年、6年、短い方で3年の方が勇退されます。本当に今日まで、農業委員会を支えていただきまして、厚くお礼を申し上げたいと思います。また私も、天草市が合併いたしまして、初回の会長として、皆さん方から今日まで育てていただきました。当初は、3つの地域で総会を開いておりましたけれども、顔が見える総会を実施したいという要望がございまして、現在の総会になっております。その間、皆さん方から色々なご意見をいただきましたし、それに合併当初は各町の農業委員会、様々でございました。失礼ですけど、温度差が少しあったように感じております。でも今は、本当に素晴らしい農業委員会でございます。県の方でもですね、事務局が主体でございますけれども、法的な事務手続きなり、いろんな面で今は県の方ではトップレベルの事務の手続きをしております。これは一重に皆さん方のおかげでございます。今日まで本当にお世話になりました。そしてまた、この9名、自分を抜いて8名ですね、8名の方たちは引退されても、色々な農地の問題に立ち向かうとき、少しでもお力添えしていただけたら、幸いじゃなかろうかと思います。あいさつが長くなりましたけれども、よろしくお願ひ申し上げ、ここで終わります。本当にこの1年お世話になりました。

- 事務局（森内健二君） ありがとうございます。本日は23番平岡委員、27番池田委員から欠席の届けが出ておりますけれども、総会は成立しております。それでは以降の議事の進行は会長をお願いします。

-
- 議長（鬼塚猛清君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（鬼塚猛清君） それでは、36番小堀田幸一委員、6番福本富人委員を指名致します。

-
- 議長（鬼塚猛清君） 日程第2、議第43号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より各申請案件について一括説明をお願い致します。

- 事務局（吉田直哉君） お手元の資料の 、 をご覧ください。1番について説明します。楠浦町の譲受人は楠浦町の譲渡人より、楠浦町の畑407㎡を売買により取得したいというものです。資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には芋を作付けされる計画です。

- 事務局（藤崎眞二君） 2番について説明します。宮地岳町の譲受人は、浜崎町の譲渡人

より、宮地岳町の田 253 m²を売買により取得したいというものです。資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、水稻を栽培される計画です。

○事務局（藤崎眞二君） 3 番について説明します。有明町の譲受人は、有明町の譲渡人より、有明町の田 3,635 m²を贈与により取得したいというものです。資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、水稻を栽培される計画です。

○事務局（吉田直哉君） 4 番について説明します。新和町の譲受人は北浜町の譲渡人より、新和町の畑 1,538 m²を売買により取得したいというものです。資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。

○事務局（吉田直哉君） 5 番について説明します。新和町の譲受人は本渡町の譲渡人より、新和町の畑 188 m²を売買により取得したいというものです。資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培される計画です。

○事務局（吉田直哉君） 6 番について説明します。久玉町の譲受人は久玉町の譲渡人より、久玉町の田 2,042 m²を売買により取得したいというものです。資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地は水稻を作付けされる計画です。

○事務局（吉田直哉君） 7 番について説明します。河浦町の譲受人は河浦町の譲渡人より、河浦町の畑 45 m²を売買により取得したいというものです。資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。
以上です。

○議長（鬼塚猛清君） 事務局より一括説明が終わりました。ここで審議に入ります。それでは 1 番について担当委員より説明をお願い致します。

○1 番（鬼塚猛清君） 1 番、鬼塚です。この 1 番の申請について申し上げます。これは楠浦の農協の上の丘の団地でございまして、なんさま道がですね、坂道が 1m くらいのがちょっと入っとるだけで、本当に不便なところでございますけれども、この畑を相手の要望もございまして、隣接地の方が買い受けられるということでございますので、なんら問題はないと思います。私も本人とお会いし、確認致しましたけれども、決して耕作を放棄したりとかしない、必ず畑として利用したいというようなことでございましたので、なんら問題はないと思います。よろしくお願い致します。

○議長（鬼塚猛清君） ただいま説明が致しました 1 番の件につきまして、質疑はございま

せんか。

(質疑なしの声あり)

- 議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2 番について担当委員より説明をお願い致します。

- 25 番(川峯正美君) 25 番、川峯です。2 番について説明致します。申請地は宮地岳でございます。本渡から河浦の方に国道 266 号線が走っておりますけれども、河浦に近いところの国道のすぐ下に申請地があります。今回、譲渡人さんは本渡の方に住んでおられますけれども、病気で入院中で、農地の管理ができなくなったということで、譲受人の人に売買によって譲渡するということです。周りの田んぼも、この譲受人の田んぼばかりでございますので、なんら問題ないと思います。ご審議いただきますように、よろしくお願いいたします。

- 議長(鬼塚猛清君) ただいま説明がありました 2 番の件につきまして、質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

- 議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきまして、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので、本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは 3 番について、担当委員より説明をお願い致します。

- 17 番(松川兼光君) 17 番、松川です。場所は有明町楠甫を走っている高規格道路の下辺りです。譲渡人は名古屋在住となっておりますが、十数年前は譲受人の近所に住んでおられたということで、この田んぼは、十数年前から譲受人が借りて作っておられたということです。今回、譲渡人が買ってくれるというようなことでしたが、譲受人が買いきらんとすることを申し入れされました。譲渡人は、それならやる、というようなことで、今回贈与することになりました。譲受人も今、一生懸命稲作を頑張っておられますので、この田んぼについては、なんも問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

- 議長(鬼塚猛清君) ただいま説明がありました 3 番の件につきまして、質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは4番について担当委員より説明をお願い致します。

○15番（森岡一正君） 15番、森岡です。4番について説明致します。新和町の譲受人は、北浜町の譲渡人から譲り受けたということでございます。申請地は大多尾ですね、以前から譲受人が何十年前から耕作されておって、ここはもう譲受人の農地ということで、親の代から意識して耕作しよらしたそうです。それが名義上が譲渡人の名前であったということで、びっくりされておってですね、地籍調査の時に分かって、それで、ほんならばということで、売買ということで、多少なりの金額で売買されまして、野菜栽培をするということでございます。面積的にも1,538㎡ということで、なおまた、譲受人は市内に勤めております後継者もおるし、数年すると退職されるということで、経営の規模拡大を行うということでございます。どうかよろしくご審議のほど、お願い致します。

○議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鬼塚猛清君） ご異議ありませんので、本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に5番について担当委員より説明をお願い致します。

○19番（川口直君） 19番、川口です。5番について説明致します。譲渡人は昭和45年まで住んでおられましたけれども、45年に本渡の方に移住され、年に1、2回草刈り管理をされていましたが、耕作はされていませんでした。今回、申請地が譲受人の自宅に隣接しているためにどうしても欲しい、ということで話がまとまり、申請となっております。なにも問題ないと思います。審議の方、よろしくお願いします。

○議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（鬼塚猛清君） ご異議ありませんので、本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に 6 番について担当委員より説明をお願い致します。

- 31 番（江良邦勝君） 31 番、江良です。6 番をご説明致します。譲受人は、譲渡人の田んぼを今度、売買で取得したいというわけです。譲受人も田んぼを耕作するということでございますが、現場を確認したところ、既に水田裏作として野菜を作る準備をしておられた熱心な方でございますので、どうか皆さんのご審議の方、よろしくお願い致します。

- 議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました 6 番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

- 議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（鬼塚猛清君） ご異議ありませんので、本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に 7 番について担当委員より説明をお願い致します。

- 30 番（小松信男君） 30 番、小松でございます。7 番についてご説明を申し上げます。先程、事務局からご説明がありましたように、譲渡人と譲受人は隣同士ということと譲受人の宅地の傍ということで、今回売買が成立したというようなことでございます。現地を見ますと、なんら問題はないようでございます。以上でございます。

- 議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました 7 番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

- 議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（鬼塚猛清君） ご異議ありませんので、本件は申請どおり許可することに決定致します。

-
- 議長（鬼塚猛清君） 日程第 3、議第 44 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは 1 番について、事務局より説明をお願い致します。

- 事務局（寺澤大介君） 資料 、 、 及び前方のスクリーンをご覧ください。1 番について説明します。今釜町の申請人は貸駐車場とするため、浄南町の畑 317 m²を転用したいというものです。既に造成してあるため始末書が添付されています。資料 の農地法許可

基準に照らした結果、申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、農地区分は第3種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願い致します。

○9番（鶴田武士君） 9番、鶴田です。1番について説明致します。ただいま事務局から説明がありましたように、今釜町にお住まいの申請人の畑が浄南町にあるわけでございますけれども、転用して貸駐車場にしたいということで申請を受けておるわけでございます。場所は浄南町の西側に位置してまして、写真を見ていただきますと、先の方に見えるのが変電所でございます。大体、7、8m高台になっておりまして、ここに車を4台駐車したいということでございます。造成はしないで奥の方に柵を設ける、ということでございます。317㎡ということでございますけれども、のり面が110㎡あって、上の方は大分狭くなっております。東側は公園になっておりますので、周囲に農地はございません。住宅地の中でございます。問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鬼塚猛清君） ご異議ございませんので、本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 2番について説明します。佐伊津町の申請人は植林するため、本渡町本泉の田2,288㎡を転用したいというものです。資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下記載のとおりとなっております基準に適合しております。以上です。

○議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より、説明をお願い致します。

○35番（松原高弘君） 35番、松原です。2番について説明致します。ただいま事務局の説明の通りでございます。農地として管理ができないため、杉を植林したいということです。場所は本渡町本泉の北側になります。申請地は、図面のように細長くなっており、遊休地になっております。周囲は申請人の山林となっております。南側に水田がありますが、これも遊休地になっており、同意書も取っており、特に問題ないと思われます。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はございま

せんか。

(質疑なしの声あり)

- 議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長(鬼塚猛清君) ご異議ございませんので、本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願い致します。

- 事務局(寺澤大介君) 3番について説明します。佐伊津町の申請人は個人住宅を建築するため、佐伊津町の畑310㎡を転用したいというものです。既に造成してあるため始末書が添付されています。資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

- 議長(鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願い致します。

- 26番(佐藤駿二君) 26番、佐藤です。申請人は現在4世帯が同居しており手狭ということで、家を新築したいとの申請です。隣接地の同意も得てますし、排水同意も区長からもらっております。現地は既に造成してあったから、始末書ば書いてこいと言いました。自分が重機を持っている関係で家を作ることを前提に造成したとのこと。ほかになにもないので、どうかよろしくお願い致します。

- 議長(鬼塚猛清君) ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

- 議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長(鬼塚猛清君) ご異議ございませんので、本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願いいたします。

- 事務局(吉田直哉君) 4番について説明します。五和町の申請人は植林するため、五和町の畑5,279㎡を転用したいというものです。資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下記載のとおりとなっており基準に適合しております。以上です。

- 議長(鬼塚猛清君) 次に担当委員より、説明をお願い致します。

- 4番(坂上眞守君) 4番、坂上です。4条4番について説明致します。申請人は五和町御領在住の方です。私は20年位農業をやっていますが、その前から申請地は御領の人の名義でして、昔のみかん山です。多分相続された時は山になっとったじゃないかな、と思っております。そして農地として管理できんけん、木を植えて管理したいということです。

よろしくお願いします。

- 議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はございませんか。
- 20番（原田康盛君） 20番、倉岳の原田です。ただいま、担当委員より詳しい説明がありましたけれども、見てみると荒廃地ではありますけれども、面積が5反を超えますね。なんとかここは整地して、果樹か野菜が作れんかな、というふうに思います。このまま山にしていれば、もう二度と畑にはならないでしょう。
- 議長（鬼塚猛清君） 坂上委員、お願いします。
- 4番（坂上眞守君） 昔は一筆のみかん畑だったところを、市の道路が通り分断されて今回3筆の申請になっております。写真見てもらえばわかると思いますが、道下は崖ですもん。現状で畑としての利用は難しいということでございました。
- 議長（鬼塚猛清君） 原田委員。
- 20番（原田康盛君） 担当委員から詳しい説明がありました。もう復旧できんとならですね。近所に迷惑する農地が無ければ、山林にしてもしてよかつじゃなかな、と思うわけです。以上です。
- 議長（鬼塚猛清君） 他に質疑ございませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（鬼塚猛清君） ご異議ございませんので、本件は許可相当であると決定致します。
次に5番について、事務局より説明をお願い致します。
- 事務局（藤崎眞二君） 5番について説明します。栖本町の申請人は、自宅前に隣接する農地を駐車場及び庭とするため、栖本町の田106㎡を転用したいというものです。既に駐車場と庭として使用されているため始末書が添付されています。資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。
- 議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より、説明をお願い致します。
- 33番（宮崎義一君） 33番、宮崎です。5番について説明致します。まず、資料の4条5番の下の方の図を見てもらえるのがいいかな、と私は思っております。これは15、6年前、地域の基盤整備事業の前に申請者が家の周りが大変狭くて危険だということで、隣接地の農地の方に相談をされまして、基盤整備の前に話をし、それで農振の除外をしてありますが、その後、多忙であられるために、4条申請ができていなかったということで、この

度、始末書をつけられまして、申請をしていただいております。また、隣接する農地の方すべての同意もいただいておりますので、よろしくご審議の程をお願い致します。

- 議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

- 議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（鬼塚猛清君） ご異議ございませんので、本件は許可相当であると決定致します。

次に6番について、事務局より説明をお願いいたします。

- 事務局（吉田直哉君） 6番について説明します。河浦町の申請人は植林するため、河浦町の畑2,725㎡を転用したいというものです。既に申請地の一部に桧を植栽しており始末書が添付されています。資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております基準に適合しております。以上です。

- 議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より、説明をお願い致します。

- 16番（大塚宏君） 16番の大塚です。6番について説明を致します。現在は道が通って良くなっておりますけれども、以前は山を開墾してカライモを植えたりして生計を立てておられたと思います。それから、みかんが普及してまいりましたので、ブルドーザーをいれて地ならししたりして平地になってきまして、みかんを栽培していらっしゃいましたけれども、みかんが採算がとれんということで、給料取りに職を変更されました。現在は定年されて5、6年経ち、みかん山の荒れた所をよく手入れして畑にしてあるわけですが、もうこの地域には長く住めないから植林をする計画のようでした。ですから、2反7畝の約3分の1は、昨年、桧を植林したということで、申し訳なかったということで、始末書を添付してございます。ほとんどが道に面しておりまして、一部、3分の1くらいは自分の山林と面しています。他人との関係はなんらないということでございますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

- 議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はございませんか。

- 20番（原田康盛君） 担当の委員より詳しい説明がございましたけれども、ここは山林にして植林に致しまして、この木が成長し近隣の農作地に影響するようなことはなかっしょうか。そこを詳しく説明していただきたいと思います。

- 議長（鬼塚猛清君） 大塚委員、説明をお願いします。

- 16番（大塚宏君） 周囲はほとんど山林でございまして、今度また山林に変えるという

ことになるわけでございまして、今まで集落の中心から 1 km 位ずっと山の方に入って行って、この方の家が最終の家でございまして。ですから子どもはここには住まないから、自分たちが元気なうちに植林をして、山にしとこうというふうな考えでございまして。ようございまして。

- 議長（鬼塚猛清君） 原田委員、ようございまして。
 - 20 番（原田康盛君） 高齢で本人も疎開するということで、そのまましていっちょくわけにはいかんから、植林して管理するということで近隣に影響がなからんばよかつじやなかですか。以上です。
 - 議長（鬼塚猛清君） 他にございせんか。
（質疑なしの声あり）
 - 議長（鬼塚猛清君） 本件についてご異議はございせんか。
（異議なしの声あり）
 - 議長（鬼塚猛清君） ご異議ございせんので、本件は許可相当であると決定致します。
-

- 議長（鬼塚猛清君） 日程第 4、議第 45 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは 1 番について事務局より説明をお願い致します。
- 事務局（寺澤大介君） 1 番について説明します。天草郡苓北町の譲受人は個人住宅を建築するため、亀場町の譲渡人から本渡町の田 37.59 m²を売買により取得し、転用したいというものです。資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 2 種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。
- 議長（鬼塚猛清君） 次に、担当委員より説明をお願い致します。
- 35 番（松原高弘君） 35 番、松原です。1 番について説明致します。申請人はただいま事務局の説明のとおり、個人住宅として転用したいということです。場所は本渡町の本泉になります。申請人は現在苓北町の町営住宅住まいで子どもも大きくなり、なにかと手狭になってきたため、また職場も本渡地区にあるため、住宅を申請したということです。宅地の形状が悪かったため、田 37.59 m²を譲受け、雑種地と併せた土地に建築されます。給水は市水より、生活排水等は市の下水道に、雨水は道路の側溝に流されます。隣接農地は譲渡人の農地で、十分話し合っておりますので、特に問題はないかと思われましますので、よろしくご審議をお願い致します。
- 議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はございせんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件は許可相当であると決定致します。

○職務代理者（滝下清三郎君） 次の2番の議案につきまして鬼塚委員が議事参与の制限により審議開始から終了まで退席されますので、代わって私が議長を務めます。2番議案審議終了後に入室、着席していただくことになります。

（1番鬼塚委員 退席）

○職務代理者（滝下清三郎君） それでは2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。楠浦町の譲受人は堆肥舎を建築するため、楠浦町の譲渡人から楠浦町の田1,986㎡のうち372.11㎡を贈与により取得し、転用したいというものです。資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は農用地区域内にある農地となっております。農用地区域内にある農地は原則として許可することができませんが、農業用施設用地として用途区分が行われている農地で、農業用施設を建設する場合等は例外的に許可することができることとなっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○職務代理者（滝下清三郎君） 次に担当委員より説明をお願い致します。

○14番（山本友保君） 14番、山本です。2番を説明致します。場所は楠浦町のほ場整備水田の一画でございます。楠浦町の譲受人は、父親の水田を譲り受けて堆肥舎を造りたいという申請でございます。申請地は、1,986㎡の内372.11㎡でございます。これを利用して堆肥舎を造りたい、との申請でございます。堆肥舎が今、図面に出ておりますけれども、ここに一部コンクリートを舗装しまして、堆肥を置くところに屋根掛けをしまして、残りにはコンクリートをしまして、それから水路をつくりまして、そこから流れ出た雨水は、すべて自分の水田に入るように計画をされています。そういうことで、区長からの排水同意書も添付されています。現地確認しまして何も問題はありません。よろしくお願い致します。

○職務代理者（滝下清三郎君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○職務代理者（滝下清三郎君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

○職務代理者（滝下清三郎君） ご異議がありませんので、本件は許可相当であると決定致

します。

(1 番鬼塚委員 入室、着席)

- 議長(鬼塚猛清君) それでは、3 番について、事務局より説明をお願い致します。
- 事務局(吉田直哉君) 3 番について説明します。五和町の譲受人は通路とするため、五和町の譲渡人から五和町の畑 77 m²を売買により転用したいというものです。既に通路として使用しているため始末書が添付されています。資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 2 種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております基準に適合しております。以上です。
- 議長(鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願い致します。
- 4 番(坂上眞守君) 4 番、坂上です。譲受人は今年の冬に牛舎の隣に新築しました。その時住宅への進入路として整備されております。周囲には何も問題ないと思いますので、よろしく審議をお願いします。
- 議長(鬼塚猛清君) ただいま説明がありました 3 番の件につきまして、質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

- 議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので、本件は許可相当であると決定致します。
次に 4 番について、事務局より説明をお願い致します。
- 事務局(藤崎眞二君) 4 番について説明します。有明町の譲受人は、釣具店の駐車場とするため、有明町の譲渡人から有明町の畑 462 m²を売買により取得し、転用したいというものです。資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 2 種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。
- 議長(鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願い致します。
- 22 番(浦上廣幸君) 22 番、浦上です。4 番について説明を致します。先程事務局より説明がありましたとおり、大島子の国道の横に釣具店を以前からしてるわけでございますけれども、その横には自分の嫁の妹が住んでいる関係で、駐車場が狭いということで、隣の畑を購入し、お隣に迷惑を掛けないようにということで、早くから駐車場にして利用していたため、譲受人の始末書がついております。その他に周囲の同意もっております。雨水は国道の排水路に流しますので何も問題ないかと思います。どうぞよろしくお願い致します。以上です。
- 議長(鬼塚猛清君) ただいま説明がありました 4 番の件につきまして、質疑はございま

せんか。

(質疑なしの声あり)

- 議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので、本件は許可相当であると決定致します。
次に 5 番について、事務局より説明をお願い致します。

- 事務局(藤崎眞二君) 5 番について説明します。有明町の譲受人は、駐車場とするため、亀場町の譲渡人から、有明町の畑 49 m²を売買により取得し、転用したいというものです。資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 2 種農地となっております。以下、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です

- 議長(鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願い致します。

- 22 番(浦上廣幸君) 22 番、浦上です。5 番について説明申し上げます。今、事務局より説明がありましたように、場所につきましては、旧国道の大島子の江口地区でございます。譲渡人からこの畑を購入し、車 2 台分の駐車場として使用したいということです。私も現地に行きまして、ここを駐車場として利用しても周囲には影響ないと確認してきましたし、周囲の同意もとってありますし、間違いのないと思いますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

- 議長(鬼塚猛清君) ただいま説明がありました 5 番の件につきまして、質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

- 議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので、本件は許可相当であると決定致します。
次に 6 番について、事務局より説明をお願い致します。

- 事務局(吉田直哉君) 6 番について説明します。牛深町の譲受人は自身が経営する会社の貸資材置場とするため、合志市の譲渡人より牛深町の畑 74 m²を売買により転用したいというものです。資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 2 種農地となっております。以下、記載のとおりとなっており基準に適合しております。以上です。

- 議長(鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願い致します。

- 37 番(戸谷泰典君) 37 番、戸谷です。6 番についてご説明申し上げます。今、事務局の説明のとおりでございますが、場所は の資料を見ていただきますと、申請地と書かれた場所がございます。周囲も宅地化されておりますし、問題ないかと思います。よろしくご

審議をお願い致します。

- 議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました 6 番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

- 議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件は許可相当であると決定致します。

次に 7 番について、事務局より説明をお願い致します。

- 事務局（寺澤大介君） 7 番について説明します。譲受人の天草市は学校用地とするため、天草町の譲渡人から天草町の畑 250 m²のうち 31.58 m²を売買により取得し、転用したいというものです。資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 2 種農地となっております。以下、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。
- 議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願い致します。
- 28 番（川原昭雄君） 28 番、川原でございます。7 番について説明を申し上げます。見取り図の 7 番をご覧いただきたいと思いますが、天草市天草町において、25 年の 4 月から小学校が統合されるわけでございます。高浜小学校の建築が平成 18 年度でございますが、高浜小学校の方に、福連木、下田北、下田南、大江の方からスクールバスにおいて登下校するわけございまして、非常に県道新合高浜港線において乗り降りする場合、大変危険でございまして、この申請地において元高浜小学校のプールがございまして、小学校の建築と同時に、プールを高浜小学校、今の小学校内に移設をしたわけございまして、現在は小学校の教員の駐車場にしておったわけでございますが、今回、統合される関係で、この位置を地下げをして、小学校スクールバスを乗入れようとするものでございまして、譲渡人にご相談を致しまして、31 m²を購入したいということで、申請にいたったわけでございます。図面を見ていただきますと、住宅が 2 戸ほどございますもんですから、下げることによる支障がどうなるかということで、私も現地の確認を致しましたところ、安全性を保っていこうという計画でございますので、今申請については、それでよかる、ということで、私も確認をしてきたところでございます。十分様々なことを描きながら、ご検討をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。
- 議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました 7 番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

- 議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので、本件は許可相当であると決定致します。

次に8番について、事務局より説明をお願い致します。

- 事務局(吉田直哉君) 8番について説明します。熊本市の借受人は個人住宅を建築するため、河浦町の貸渡人より河浦町の畑 553 m²を賃借により転用したいというものです。資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

- 議長(鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願い致します。

- 32番(落合正實君) 32番、落合です。8番について説明を致します。申請地の場所は河浦高校前バス停というのがありますけれども、そのバス停から200m位離れたところがございます。譲渡人と譲受人は親子でございまして、息子さんが熊本市在住でございまして、今度故郷に帰って、親と同居したいということですので、子どもが2人おられて、実家が手狭になるため新築したいということでございます。申請地は、何年か耕作を放棄されていた畑でございまして、写真ではあんまり分かんいですね。竹とかをきれいに伐採された後でございまして、あと2、3日後だったら竹もきれいに片付いておったというような話をされましたけれども。申請地の東側に隣接して畑がありますけれども、そちらの同意ももらってあります。それと給水は市の公共水道、汚水は公共下水道を利用して、また排水の区長さんの同意も貰っておられますし、なんら問題はないと思いますので、よろしくお願い致します。

- 議長(鬼塚猛清君) ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

- 議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので、本件は許可相当であると決定致します。

次に9番について、事務局より説明をお願い致します。

- 事務局(吉田直哉君) 9番について説明します。河浦町の譲受人は植林するため、愛知県長久手市の譲渡人より河浦町の田 951 m²を受贈により取得し、転用したいというものです。資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

- 議長(鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願い致します。

- 30番(小松信男君) 30番、小松でございまして。9番についてご説明を申し上げます。図

面を見ていただきたいと思います。譲渡人と譲受人は兄妹でございます。今回、愛知県から管理はできないというようなことで申請した、ということでございます。周囲はすべて山林ということでございます。それから、排水同意も添付してありますので、何ら問題はなかろうと思っておりますので、よろしくお願いします。

- 議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はございませんか。
- 20番（原田康盛君） 20番、倉岳の原田です。担当委員から詳しい説明がありましたけれども、確認したいと思えます。周囲を見てみますと、ほ場整備された田や畑が東側にありますけれども、この農地あたりに、杉が成長しましてなんか影響あたりはなかっでしょう。その辺を詳しくお願いします。
- 議長（鬼塚猛清君） はい、小松委員。
- 30番（小松信男君） 右も左もですね、問題はございません。山の手側から大体20m、30mあり、迫になっております。そういうことで、米作っても非常に難しいということです。それから、この地域は塩害が発生すると、潮が入ってくるというところでございまして、非常に難しいところでございます。写真を見てみますと、私が丁度立っているところから潮が入るというような状況でございます。以上です。
- 議長（鬼塚猛清君） 原田委員。
- 20番（原田康盛君） 塩害とかで荒廃地であり、周囲に迷惑を掛けんならよかつじゃなかですかね。以上です。
- 議長（鬼塚猛清君） 他にございませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（鬼塚猛清君） 本件につきまして、ご異議はございませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件は許可相当であると決定致します。

-
- 議長（鬼塚猛清君） 日程第5、議第46号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より一括して説明をお願い致します。
 - 事務局（吉田直哉君） 資料の議第46号をご覧ください。1番の五和町の申請人ほか、所有権移転が2件、利用権の新規設定の計画が40件、再設定の計画が16件で、総面積は104,520㎡となっております。なお、議第46号中、1ページ目の1番、2番については所有権移転の案件でございます。また2ページ目の8番から6ページ目の39番までにつきましては、農用地利用集積円滑化団体を通じての農業生産法人への転賃の案件でございます。

それから 6 ページの 40 番は農業生産法人以外の法人への賃借権の設定でございます。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人並びに農業生産法人以外の法人であり、本市の農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第 4 の 1 の (1) の ア及び同 に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件を全て満たしております。以上です。

- 議長（鬼塚猛清君） ただいま事務局の説明がありましたけれども、各担当委員からの補足説明はありませんか。

（補足なしの声あり）

- 議長（鬼塚猛清君） それでは、所有権移転、利用権 56 件について質疑はございませんか。
 - 18 番（倉田喜一君） 18 番、倉田です。所有権移転の 1 番譲受人はミカン作りで有名な方でございますけれども、買われる畑にはどういったものを作られるかお聞きしたいと思います。
 - 議長（鬼塚猛清君） 事務局、お願いします。
 - 事務局（吉田直哉君） すみません。資料の中の利用目的欄に、「河内」とありますが、「晩柑」という文字が抜けておりました。「河内晩柑」になります。
 - 18 番（倉田喜一君） わかりました。どうも。
 - 事務局（吉田直哉君） 訂正をお願いしたいと思います。河内晩柑をつけるということです。
 - 議長（鬼塚猛清君） ありがとうございます。他にございませんか。
- （質疑なしの声あり）
- 議長（鬼塚猛清君） 他に質疑がなければ、本件にきましてご異議はございませんか。
- （異議なしの声あり）
- 議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定致しました。

-
- 議長（鬼塚猛清君） 日程第 6、議第 47 号、土地改良法第 52 条第 8 項の規定による換地計画の同意についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。
 - 事務局（吉田直哉君） 資料 の議第 47 号、その裏面の換地計画同意願、それとスクリーンをご覧くださいと思います。

スクリーンの左側が天草市の全体の地図です。そして右側が換地前と換地後の図面です。ピンクの部分が換地前でございまして、濃い黒い方の区切ってる部分が、換地後でございます。説明をさせていただきます。柿ノ木平地区土地改良事業実施に係る換地計画の県知事への認可を申請するにあたって、土地改良法第 52 条第 8 項の規定により農業委員会の同

意を求められているものです。

本地区は、河浦町の南部に位置し、路木川沿いのやや急峻な地形の水田地帯であり、用排水路が未整備であります。また受益地内は隣接する市道よりかなり低く、また受益地内の道路も未整備であるため、農作物及び農機具等の搬出入に支障を来しているといった状況です。

こういった中、本受益地上流に建設される路木ダムの建設残土を利用し、地盤の嵩上げを行うと同時に、窪地を解消し適切な道路・用排水路を整備することにより、農業経営の安定改善を図り、地域振興に寄与することを目的として事業が開始されております。今年度で事業完了となっており、総事業費 55,800,000 円全てが路木ダムの整備事業の中で賄われ受益者負担はありません。

土地改良法では換地計画を定めるには、権利を有する全ての者の同意を得なければならないと規定されておりますが、本事業は権利者 5 名で構成する柿ノ木平地区土地改良事業共同施行が事業を実施され、天草市を含めた 6 者からの同意書が換地計画書に添付されております。換地の内訳ですが、換地前は 10 筆、11,332 m²であった田が換地後は 4 筆、8,684 m²となります。また、道路、水路で 1,757 m²であったものが、換地後、4,405 m²で受益総面積は 13,089 m²でございます。以上です。

- 議長（鬼塚猛清君） 今回の同意は土地改良法に基づく、換地計画について農業委員会の同意を得て、その後、県の許可を要するのです。地元の農業委員会、特にご意見はございませんか。

（意見なしの声あり）

- 議長（鬼塚猛清君） 特になければ、それでは農業委員会が同意することについて、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、同意することに決定致します。

-
- 議長（鬼塚猛清君） 日程第 7、報告事項について、事務局より各種の届出があったものについて、報告をお願い致します。

- 事務局（寺澤大介君） ご覧いただく資料は資料 の最後のページになります。農地利用・形状変更届が 1 件あり、河浦町の畑に盛り土するというものです。許可不要転用届の 4 条 5 条関係はありません。以上です。
-

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成 24 年天草市農業委員会第 9 回総会を閉会致します。

午後 3 時 20 分

閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長

鬼塚 猛清

署名委員

小堀 田 幸一

署名委員

福本 富人